

平成29年度展示即売会設置希望業者募集要項

(厚生施設公募事業実施者)
海上自衛隊館山航空基地隊司令

標記について、設置希望業者は、下記に基づき申請してください。

記

1 募集の内容

平成29年度展示即売会実施に係る臨時店舗の設置、経営及び撤去を実施する業者(以下「設置業者」といいます。)の募集

2 設置等の概要

(1) 設置方法

国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条の規定に基づく国有財産の使用

(2) 設置可能な期間

平成29年6月1日から平成30年2月28日までの間で、最大22日間

* 詳細な出店日は、設置業者の決定後、個別に協議して決定します。

(3) 場 所

千葉県館山市宮城無番地

海上自衛隊館山航空基地内

厚生センター駐車場、1階通路及び2階多目的ホール

(4) 募集する業種

販売業を原則とします。販売品目の例は以下のとおり。

ア 生鮮食品：米、野菜、青果等

イ 加工食品：海産加工品、パン、酒類(土産物用)等

ウ 衣料品：制服、スーツ等

エ 雑貨：スポーツ用品、生活小物等

オ その他：その他の特産品等

* 土産物以外の酒類の販売業及び簡易な飲食店(所謂屋台)は不可

- (5) 募集定数
10店舗程度
- (6) 行政財産の使用料（日額）
 - ア 屋 外：約180円（消費税込み）
 - イ 屋 内：約50円（消費税込み）
 - * 地価変動により、増減する場合があります。
- (7) 設置等に係る業務の仕様
別冊「厚生施設仕様書（展示即売会）」のとおり。

3 申請資格

- (1) 全省庁統一資格（申請の日において有効なものに限る。）保有者又はこれに準じる者
- (2) 第2項6号に示す設置等に係る業務の仕様を履行できる者
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(7)までに定める者の依頼を受けて本公募に申請しようとするものではないこと

4 申請要領等

次に定める提出書類を作成の上、提出先に対し、募集期間内に持参又は募集期間内に到着するように郵送してください。なお、提出された書類は返却されません。

(1) 提出書類

ア 別紙様式第1「厚生施設設置申請書」

イ 別紙様式第2「設置業者台帳（展示即売会用）」

ウ 別紙様式第3「事業計画書（案）」

エ 各種証明書类等

(ア) 身元証明書類（法人にあっては登記簿謄本、個人等にあっては戸籍謄本）の写し

(イ) 経営状況を証明する書類（営業経歴書や債務諸表など（直近のもの））

(ウ) 納税証明書

* 全省庁統一資格を有する者については、当該資格の資格決定通知書の写しを提出することで、上記(ア)から(ウ)までの書類の提出に代えることができるものとします。

(エ) 印鑑証明書（設置申請書に使用した印のもの）

(カ) 都道府県知事等の発行した営業許可書（必要な場合のみ）

(2) 提出先

〒294 - 8501

千葉県館山市宮城無番地

海上自衛隊 館山航空基地隊厚生隊（担当職員：齊藤）

電 話：0470 - 22 - 3191（内線314）

FAX：0470 - 22 - 1948

(3) 募集期間

平成29年 1月25日（水）午前8時から

平成29年 3月 3日（金）午後4時45分まで

5 設置業者の決定

設置希望業者を対象として次の各号に定める要領等により選考を実施し、設置業者を決定します。

(1) 選考要領

提出書類等に基づく書類審査

(2) 失格事項

以下に示す事項に該当する場合は失格とし、選考を待たずに落選とします。

ア 応募資格を満たしていない場合

イ 提出書類に不備がある場合

ウ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合

エ 選考の公平性に影響を与える行為があった場合

オ その他、設置業者に相応しくない行為があった場合

(3) 決定の通知

設置業者としての決定の通知は、書面により実施します。

6 その他

本要項に記載のない事項について、不明な点等ありましたら、担当職員までお気軽にお問い合わせください。

- 添付書類： 1 別紙様式第1「厚生施設設置申請書」
2 別紙様式第2「設置業者台帳（展示即売会用）」
3 別紙様式第3「事業計画書（案）」
4 別冊「厚生施設仕様書（展示即売会）」

平成 年 月 日

厚生施設設置申請書

(厚生施設公募事業実施者)

海上自衛隊館山航空基地隊司令 殿

法人・個人等の別 法人 ・ 個人 ・ 団体

郵便番号 〒

所在地

名称

代表者氏名

印

* 1 法人の場合は社印、個人又は団体の場合は代表者の登録印を使用する。

* 2 法人等の名称及び代表者氏名にはフリガナを付す。

標記について、海上自衛隊館山航空基地における平成29年度展示即売会実施に係る臨時店舗の設置、経営及び撤去(以下「設置等」といいます。)を行いたいのので、関係書類を付して申請します。

設置等に係る業務の履行に際しては、貴殿の指定する厚生施設仕様書及び事業計画書に定める内容を適正に履行できることを確約します。

なお、この申請書及び関係書類の記載事項については、事実と相違ありません。

設置業者台帳（展示即売会用）

法人、個人等の別				法人・個人・団体			
本 社（本 店）等 * 法人登録の名義元、一般競争参加資格の名義元等の国への申請者となる者							
所 在 地				〒			
（フリガナ） 名 称							登録印
代 表 者		役 職 等					
		（フリガナ） 氏 名					
事 務 担 当 者 * 国有財産使用許可申請、施設及び商品のトラブル対応等の事務を実質的に担当する者							
所 在 地				〒			
所 属 部 署（支 社 等）							
役 職 等							
（フリガナ） 氏 名							
連 絡 先				固 定			
				F A X			
				携 帯			
出 店 計 画 * 国の職員が記入するため、記入不要							
番号	出店日	販売品目	設置場所	番号	出店日	販売品目	設置場所
1				9			
2				10			
3				11			
4				12			
5				13			
6				14			
7				15			
8							

事業計画書（案）					
件 名	平成２９年度展示即売会	作成者	法人・個人等の別	法人 ・ 個人 ・ 団体	
			所 在 地		
作 成 年月日			名 称		
		代 表 者 氏 名			

設 置 業 者 名 (法 人 名 ・ 団 体 名 ・ 商 号 ・ 代 表 者 氏 名)	
設 立 年 月 日	年 月 日
資 本 金	円
役 員 数 (団 体 の 場 合 は 理 事 等)	名
従 業 員 数	名
主 要 事 業 種 別	(* 主要な事業のみを簡潔に記載)
主 要 営 業 地 域	(* 県名又は市町村名を記載)
主 要 営 業 実 績	(* 主要な業績のみを記載)

[illegible]

3 従業員

8」

(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所	役職又は 担当業務	備 考

* 設置の際に基地に入門する可能性のある者すべてを記入する。

4 臨時店舗の概要

電気の使用 (使用の場合、バッテリー等は持参とする。) 使用する・使用しない	店舗設置予定図 1 . 8 0 m 1 . 8 0 m
--	---

* 電気を使用する場合、使用箇所を明記する。

5 乗入車両（原則、2台まで）

車 両		車両ナンバー	色	任意保険	
メーカー	車種			対人(円)	対物(円)

厚生施設仕様書	
件 名	展示即売会
発行番号	24 - 0002 - 02
作成者	海上自衛隊館山厚生隊長
作成年月日	25 . 3 . 4
最終改定年月日	28 . 5 . 11

1 総 則

- (1) 本仕様書は、海上自衛隊館山航空基地における厚生施設(展示即売会実施に係る臨時店舗)(以下「臨時店舗」という。)設置業者の決定及び当該決定の取り消し並びに臨時店舗の設置、経営、撤収及びこれらに付帯する事務全般について適用する。
- (2) 本仕様書において使用する用語の定義は次に定めるとおりとする。
 - ア 部局長 海上自衛隊館山航空基地に所属する国有財産(土地及び建物)の事務を分掌する北関東防衛局長をいう。
 - イ 管理者 臨時店舗の管理者である海上自衛隊館山航空基地隊司令をいう。
 - ウ 関係職員 海上自衛隊館山厚生隊長及び海上自衛隊館山航空基地隊厚生隊に勤務する隊員をいう。
 - エ 設置業者 臨時店舗の設置等を実施する者をいう。
 - オ 有償使用 国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条の規定に基づく、国有財産の有償使用をいう。
 - カ 業 務 臨時店舗の設置、経営、撤収及びこれらに付帯する事務全般をいう。

2 設置業者の決定等

- (1) 管理者は、設置業者の決定及び臨時店舗の設置に係る細部事項の指定を決定等通知書(様式第1)により実施する。
- (2) 有効期間は、1年を超えない範囲で管理者が定める期間とする。
- (3) 管理者は、設置業者が以下に示す事項に該当する場合、決定等通知書を決定等取消通知書(様式第2)により取り消すものとする。
 - ア 設置業者が第4項に規定する資格を具備しなくなった場合
 - イ 設置業者が有償使用の許可を得られない場合
 - ウ 設置業者の有償使用の許可が取り消された場合
 - エ 設置業者が臨時店舗を設置しない場合
 - オ 次号の規定に基づき、設置業者が指定の取り消しを申し出た場合
 - カ 重大な法令違反等、設置業者として相応しくない行為があった場合

キ その他、管理者が必要と認める場合

- (4) 設置業者は、自己の都合により決定等通知書の取り消し又はその内容の変更を行おうとする場合は、あらかじめ管理者に対し、書面により通知しなければならない。
- (5) 前項の規定にかかわらず、設置業者は、被災その他業務を継続することが適当でない事情が発生したため、決定等通知書の取り消し又はその内容の変更を行う必要がある場合には、当該事情の発生後速やかに当該取り消し又は内容の変更の理由及び予定期日等を明記した文書により、管理者に通知するものとする。

3 国有財産の使用等

- (1) 臨時店舗の設置は有償使用によるものとする。
- (2) 設置業者は、法令の定めに従い、有償使用の許可を受けなければならない。
- (3) 設置業者は、前号に規定により受けた有償使用の許可に付された条件を遵守しなければならない。
- (4) 設置業者は、臨時店舗の経営のために国の備品を使用しようとする場合は、関係職員の指示に従い、所要の手続きをとるものとする。

4 設置業者の資格

- (1) 全省庁統一資格保有者又はこれに準じる者
- (2) 本仕様書及び第7項4号に規定する事業計画書の内容を履行できる者
- (3) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三社の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(2)から(5)までに定める者の依頼を受けて臨時店

舗の業務を実施しようとする者ではないこと

5 名義等の届出

- (1) 設置業者は、代表者の氏名、所在地、臨時店舗設置に係る事務担当者の連絡先等を設置業者台帳（展示即売会用）（様式第3）に記載し、関係職員に提出するものとする。
- (2) 設置業者は、設置業者台帳の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに新たな設置業者台帳を関係職員に提出するものとする。

6 業務全般

- (1) 設置業者は、業務の実施に関して、関係法令を遵守するとともに、管理者及び関係職員の監督に服し、勧告を受け入れ、指示に従わなければならない。
- (2) 設置業者は、業務の実施に関して発生する全ての費用を負担しなければならない。
- (3) 設置業者は、臨時店舗の経営権については、その一部といえども第三者に譲渡し、貸与し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 設置業者は、臨時店舗については、経営権を除き、いわゆる営業権その他の私権の設定が行われたものではないことを確認しなければならない。
- (5) 設置業者は、自衛隊の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
- (6) 設置業者は、業務に従事する者の身元を保証するものとし、その者が業務に従事したことに伴って発生したすべての事項について、使用者及び身元保証人としてその責めに任じなければならない。
- (7) 設置業者は、業務の実施に係る基地内への通門に際しては、関係職員の指示に従い、所要の手続きをとるものとする。

7 設置及び経営

- (1) 設置業者は、関係職員との協議により決定等通知書の有効期間内で出店日を策定するものとする。
- (2) 出店日の日数は、30日を超えない範囲で管理者が定める日数とする。
- (3) 設置業者は、海上自衛隊館山航空基地に勤務する隊員及びそれらに準じる者に対し、商品の販売を行うものとする。
- (4) 設置業者は、臨時店舗の経営を実施するに当たっては、あらかじめ事業計画書を関係職員に提出し、その内容に従い経営を実施しなければならない。
- (5) 設置業者は、以下に示す物品を販売してはならない。
 - ア 酒、アルコール類（土産物としての販売を除く。）
 - イ 法令等の定めにより販売に許可が必要とされるものであって、設置業者が当該許可を受けていないもの

- ウ 簡易な飲食店の形態により製造された食品（所謂、屋台営業）
 - エ その他、相応しくないものとして管理者及び関係職員が定めるもの
- (6) 設置業者は、利用者からの商品の瑕疵等について連絡を受けた場合は、即時に対応するものとする。

8 保 全

設置業者は、管理者又は関係職員の与えた指示及び業務の遂行上知り得た情報の保全を遵守するものとし、これを業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

9 損害賠償

設置業者は、第2項3号の規定に基づき実施した決定の取り消しについて、管理者、関係職員及びその職務上の上級者に対して損害賠償の請求をしてはならない。

10 その他

本仕様書に記載のない事項及び細部については、関連法令の定めによるほか、必要の都度、関係職員と設置業者の間で協議するものとする。

様式第 1
発 簡 番 号
年 月 日

決 定 等 通 知 書

殿

(厚 生 施 設 管 理 者)
海上自衛隊館山航空基地隊司令

標記について、貴殿を海上自衛隊館山航空基地における厚生施設設置業者として、
下記のとおり決定する。

記

- 1 有効期間
- 2 厚生施設の種別及び数量
- 3 厚生施設設置の時期
- 4 厚生施設の設置予定場所
- 5 仕様書の指定

様式第2
発 簡 番 号
年 月 日

決 定 等 取 消 通 知 書

殿

(厚 生 施 設 管 理 者)
海上自衛隊館山航空基地隊司令

標記について、貴殿に対する海上自衛隊館山航空基地における厚生施設設置業者としての指定を、下記のとおり取り消す。

記

1 取り消しとなる決定等通知書

2 決定を取り消す事由

- (1) 設置業者がその資格を具備しなくなった場合
- (2) 設置業者が有償使用の許可を得られない場合
- (3) 設置業者の有償使用の許可が取り消された場合
- (4) 設置業者が厚生施設を設置しない場合
- (5) 設置業者が決定の取り消しを申し出た場合
- (6) 重大な法令違反等、設置業者として相応しくない行為があった場合
- (7) その他、管理者が必要と認める場合

* 該当号以外を抹消して使用するものとし、事由の細部については別紙を付すことができる。

設置業者台帳（展示即売会用）

法人、個人等の別				法人・個人・団体			
本 社（本店）等 * 法人登録の名義元、一般競争参加資格の名義元等の国への申請者となる者							
所 在 地				〒			
（フリガナ） 名 称							登録印
代 表 者		役 職 等					
		（フリガナ） 氏 名					
事 務 担 当 者 * 国有財産使用許可申請、施設及び商品のトラブル対応等の事務を実質的に担当する者							
所 在 地				〒			
所 属 部 署（支社等）							
役 職 等							
（フリガナ） 氏 名							
連 絡 先				固 定			
				F A X			
				携 帯			
出 店 計 画 * 国の職員が記入するため、記入不要							
番号	出店日	販売品目	設置場所	番号	出店日	販売品目	設置場所
1				9			
2				10			
3				11			
4				12			
5				13			
6				14			
7				15			
8							